

横浜市磯子公会堂指定管理者選定委員会

報 告 書

令和元年8月

1 経緯

横浜市磯子公会堂の指定管理者の選定にあたり、横浜市磯子公会堂指定管理者選定委員会は、応募団体から提出された書類の審査やヒアリング審査（プレゼンテーション及び質疑応答）を行いました。

この度、選定委員会による審査が終了し、指定候補者を選定しましたので、ここに審査結果を報告します。

2 横浜市磯子公会堂指定管理者選定委員会 委員

委員長	川添 裕	(横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院教授)
委員	遠藤 洋子	(磯子区民生委員児童委員協議会会長)
	三上 勇夫	(磯子区連合町内会長会副会長)
	吉弘 初枝	(NPO法人 横浜市民アクト理事)
	渡邊 由美子	(東京地方税理士会横浜南支部税理士)

3 選定の経過

項目	年 月 日
●第1回横浜市磯子公会堂指定管理者選定委員会 (指定管理者選定スケジュールの確定、公募要項の検討等)	平成 31 年 4 月 23 日 (火)
公募要項等の公表	令和元年 5 月 15 日 (水)
応募説明会・現地見学会 (8団体参加)	令和元年 5 月 27 日 (月)
公募要項等に関する質問受付 (4団体、19 問受付)	令和元年 6 月 3 日 (月)・4 日 (火)
応募書類の受付 (2団体)	令和元年 7 月 16 日 (火)・17 日 (水)
●第2回横浜市磯子公会堂指定管理者選定委員会 (面接審査<プレゼンテーション及び質疑応答>等)	令和元年 8 月 22 日 (木)

4 審査にあたっての考え方

委員会では、「横浜市磯子公会堂指定管理者公募要項」(以下、「公募要項」という。)においてあらかじめ定めた「評価基準項目及び配点」に従って、応募団体から提出された応募書類を審査し、また、ヒアリング審査では、公開のプレゼンテーションで応募団体からの提案説明を受け、委員による質疑を行いました。

評価方法については、各委員が 170 点満点で採点した上で、その合計を応募団体の得点とし、得点の高い順に順位をつけることとしました。また、同点の場合は各委員の採点順位がより上位である応募団体を上位とすることとしました。

なお、最低基準は、「5 団体の状況・実績」を除く評価項目の合計 (160 点) に委員数を掛けた合計点の 6 割とし、最低基準に満たない場合は選定されないこととしました。

* 評価基準項目及び配点

		評価基準項目	配点	
1	公会堂の設置理念、区政運営上の位置付け等の理解 (20点)	1 公会堂の設置理念・施設特性の理解	①公会堂の設置目的や役割を理解し、施設運営に反映された提案がなされているか。	5
			②施設の機能を活かした効果的な施設運営が提案されているか。	5
		2 区の特性、区政運営の方向性、立地特性等の理解	①区の特性、区政運営方針等を理解し、施設運営に反映させた提案がなされているか。	5
			②施設の立地、周辺環境や利用対象エリア、対象利用者について分析・条件設定がなされており、施設運営に反映させた提案がなされているか。	5
2	公共施設としてのサービス品質の維持・向上 (70点)	1 施設に求められるサービスの把握と平等な提供	①公共施設として全ての利用者に対し平等にサービスを提供すべきことを念頭に置いているか。	10
			②貸館施設として提供すべきサービスの内容と維持すべき質について適切に把握しているか。	10
			③利用者の意見、要望、苦情等の受付体制が整っているか。	5
		2 利便性の向上・ホスピタリティの向上の取組	①現状を分析し、さらに利用者の利便性を向上させる運営上の工夫が提案されているか。	20
			②質の高い接客サービスを提供するための提案がなされているか。	10
			③自主事業について、具体的かつ現実的なアイデアが提案されているか。	5
		3 施設のクオリティを維持する施設管理計画	①施設の機能を維持するため必要十分な管理計画が組まれているか。	5
			②建物・設備の故障を予防し、発生時には迅速に対応可能なメンテナンス計画が組まれており、施設の長寿命化に貢献しているか。建築局が実施する劣化調査や二次点検等に伴い、優先的に行うべき修繕等に対応可能な計画となっているか。	5
3	管理運営経費の縮減 (30点)	1 効率的な管理運営の工夫	①現状を分析し、さらに効率的な管理運営を行うための工夫がなされているか。	20
		2 利用料金収入増加への意欲	①利用料金収入について、区見込額を超える水準の目標設定を行っているか。	10
4	安定した運営体制の確保 (40点)	1 安定性（管理運営の体制が充分か）	①業務を継続するために必要な人員配置計画がなされているか。	5
			②建物・設備の維持管理のために必要な人員配置あるいは適切な委託計画がなされているか。	5
			③施設を安定して管理運営するための社内体制及び実績があるか。	5
		2 健全性（個人情報保護、法令順守、職員研修、自己評価）	①個人情報保護、環境への配慮、法令順守及び本市の重要施策への対応等の体制が整っているか。	5
			②職員の資質向上のための研修が計画されているか。	5
			③業務を点検するための自己評価の仕組みが整っているか。	5
		3 安全性（危機管理対策）	①市（区）防災計画を踏まえ、公の施設としての役割を果たす計画となっているか。	5
			②施設の設備の故障、事故、犯罪等を未然に防ぐ管理運営体制が取られ、緊急時の対応や危機管理の対応が具体的に計画されているか。	5
		5	団体の状況・実績 (10点)	1 団体の状況
2 団体の実績	①同施設の既存指定管理者にあっては、区の業務点検等による評価が良好であったか。（-5点～5点）			(-5～5)

(1～4 配点合計 160点)

(最低基準 160×5×0.6=480点)

5 応募団体

2 団体から応募がありました。(五十音順)

- ・磯子プロモーションパートナーズ
- ・株式会社清光社

6 応募者の資格

応募のあった2団体について、「公募要項」に定める応募の資格を持ち、欠格事項に該当しないことについて事務局から報告を受けました。

【参考】

「公募要項」

7 応募に関する事項

(1) 応募者の資格

指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体（複数の団体が共同する共同事業体を含む。）とします。個人での応募はできません。

(2) 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定により本市における入札の参加資格を制限されていること

イ 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税又は労働保険料を滞納していること

ウ 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの。

エ 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること

オ 当該指定管理者の選定を行う選定委員が、応募しようとする団体の経営又は運営に直接関与していること

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること

※本事項について、横浜市が神奈川県警察本部に対し調査・照会を行うため、別添の「役員等氏名一覧表」を提出してください。

キ 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること

ク 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

7 審査結果

委員会において、厳正な書類審査、面接審査を行った結果、次のとおりとなりました。

	団体名	得点
指定候補者	株式会社清光社	691点
次点候補者	磯子プロモーションパートナーズ	524点

満点：850点

最低基準：480点

8 項目別得点

	株式会社清光社					磯子プロモーションパートナーズ				
	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員
1 公会堂の設置理念、 区政運営上の位置付け等 の理解 (20)	16	15	12	18	16	16	12	10	12	13
2 公共施設としてのサ ービス品質の維持・向上 (70)	65	51	47	68	58	54	47	36	43	54
3 管理運営経費の縮減 (30)	24	24	24	26	24	20	20	10	20	20
4 安定した運営体制の 確保 (40)	36	27	25	40	32	31	28	23	24	31
5 団体の状況・実績 (10)	8	10	7	9	9	—	—	—	—	—
合計 (170)	149	127	115	161	139	121	107	79	99	118

9 審査講評

磯子プロモーションパートナーズは、磯子区内の文化施設を管理運営しているにもかかわらず、その強みを提案に生かせていませんでした。プレゼンテーションや質疑応答を通して、公会堂と杉田劇場の役割の違いを理解しているようには感じられませんでした。

また、利用料金を安くする理由についての説明が足りず、臨時雇用職員の賃金についての説明も、最低賃金を下回ってしまう懸念を感じました。

株式会社清光社は、第1期目を真面目に運営し、経験を積み重ねているのがわかりました。第1期の反省点について提案書には明確に記載がありませんでしたが、質疑応答を通してきちんと回答されました。

また、第1期の提案書と比較すると、第2期の提案書は実際の経験を踏まえて進歩していると評価できます。第2期も引き続き、提案書のとおり努力して運営していただくことを期待します。